

■ 第1種禁止地域基準抜粋 ■

【 壁面を利用するもの 】

□第1種禁止地域□

区 分	第1種禁止地域
表示面積の合計	壁面の1/5以下 広告幕の規格は、長さ15m以下、幅1.5m以下とすること
地上からの高さ	47m以下（同左） 表示面の上端から下端までの長さは、5m以下であること
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 彩度の高い色の数は、2色以下とすること</li> <li>・ 地色に彩度の高い色を使用する場合には、当該地色部分の面積を当該地色部分の存する表示面の面積の1/2以下とすること。ただし、色数が3色以下の場合は、この限りではない。</li> </ul>
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 壁面の外郭線からの突出禁止</li> <li>・ 窓、開口部をふさがないこと（広告幕を除く）</li> <li>・ 意匠が同一なものは、1壁面に1枚（1基）</li> <li>・ ネオンサイン等を使用せず、かつ、光源の点滅がないものとする。</li> </ul>



【 自己の敷地に建植するもの 】

□第1種禁止地域□

区 分	第1種禁止地域
表示面積	総量規定内とすること（P7参照）
数 量	2基以下
地上からの高さ	5m以下
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 彩度の高い色の数は、2色以下とすること</li> <li>・ 地色に彩度の高い色を使用するにあたっては、当該地色部分の面積を当該地色部分の存する表示面の面積の1/2以下とすること。ただし、色数が3色以下の場合は、この限りではない。</li> </ul>
その他の表示方法	ネオンサイン等を使用せず、かつ、光源の点滅がないものとする。

【 自己の敷地外に建植するもの 】（道標・案内図板等）

□第1種禁止地域□

区 分	案内図板	説明板	道 標	その他
1 方向の表示面積 (広告塔は 2 方向の 表示面積の合計)	3㎡以下	2㎡以下	1㎡以下	3㎡以下
地上からの の 高 さ	3m 以下			
広告物等の相互 間の 距 離	5m 以上			
表 示・設置場所	交通信号機又は踏切からの距離は、5m以上とする			
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 彩度の高い色の色数は、2色以下とする</li> <li>・ 彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合 1/2 以下（色数が2色以下の場合を除く）</li> </ul>			
その他の表示 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該寄贈社名等表示部分の表示面の面積に対する割合 1/5 以下</li> <li>・ ネオンサイン等を使用せず、かつ、光源の点滅がないものとする</li> </ul>			

